

特定生産緑地の指定

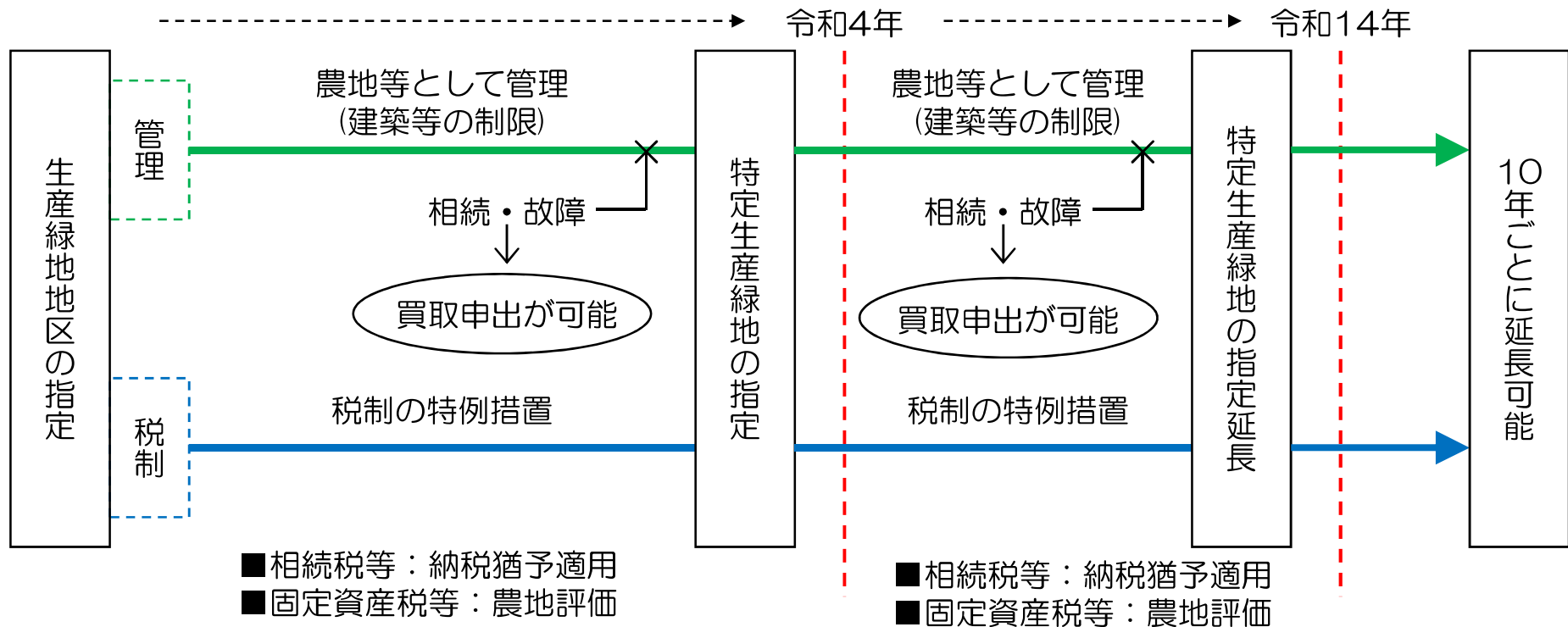
令和2年度第2回東大阪市都市計画審議会

令和2年11月20日（金）

特定生産緑地について

特定生産緑地とは・・・

平成29年の生産緑地法の改正により創設された制度
生産緑地地区の農地等利害関係人の意向をもとに生産緑地
地区を特定生産緑地として指定できる (生産緑地法第10条の2)



特定生産緑地について

都市農業振興基本計画（平成28年策定）

都市農地の位置づけ

「宅地化すべきもの」 → 都市に「あるべきもの」

生産緑地法(昭和49年法律第68号)の改正（平成29年）

- 生産緑地地区の面積要件を条例により緩和できること
- 特定生産緑地制度の創設 等



平成29年度 面積要件の引き下げ

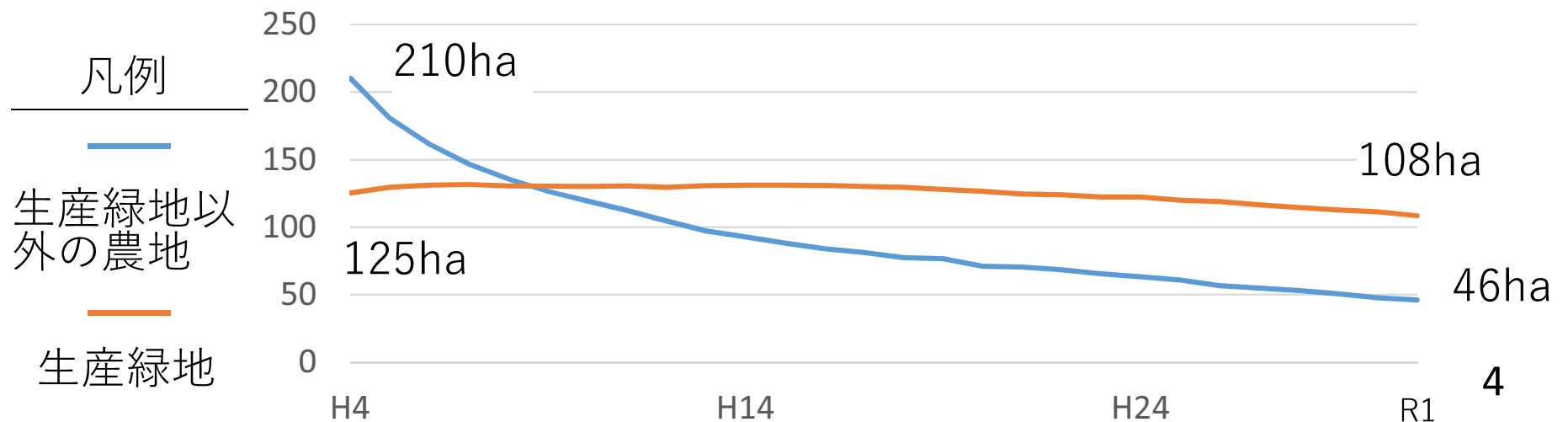
令和元年度 生産緑地地区指定方針の改正

本市の農地に占める生産緑地

農地ごとの面積（令和2年1月1日時点）

農地の種類		面積(ha)
市街化区域内農地	生産緑地	108.49
	生産緑地以外の農地	46.09
市街化調整区域内農地		46.26

平成4年からの変化



生産緑地地区の指定状況

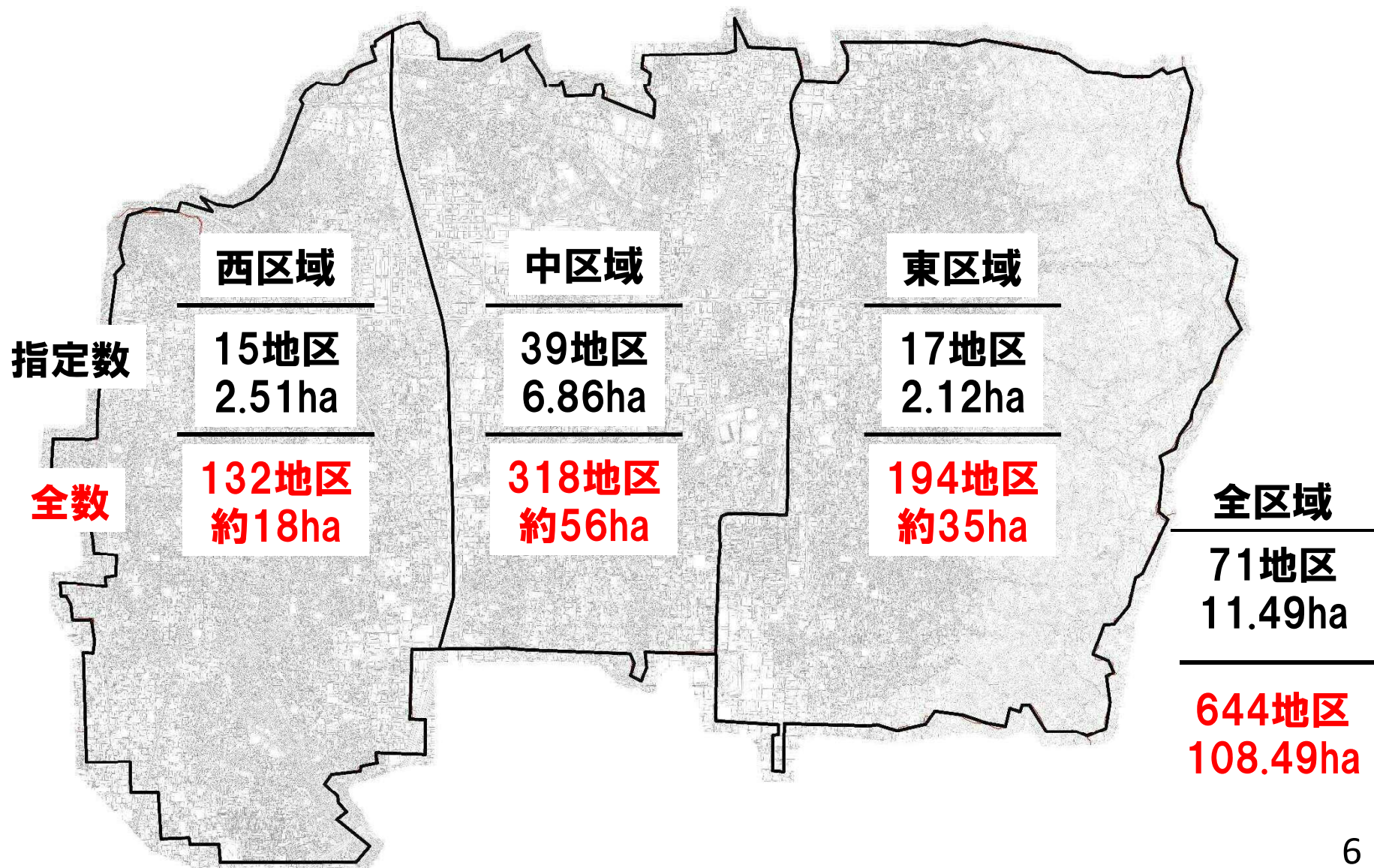
全生産緑地面積と平成4年指定の内訳（令和元年変更時点）

	面積(ha)
全生産緑地	108.49
内 平成4年指定	87.66 (80.8%)

●事務の平準化を図る

今後複数回に分け都市計画審議会にて意見聴取の上、指定の告示並びに農地等利害関係人に通知を行う

指定の概要

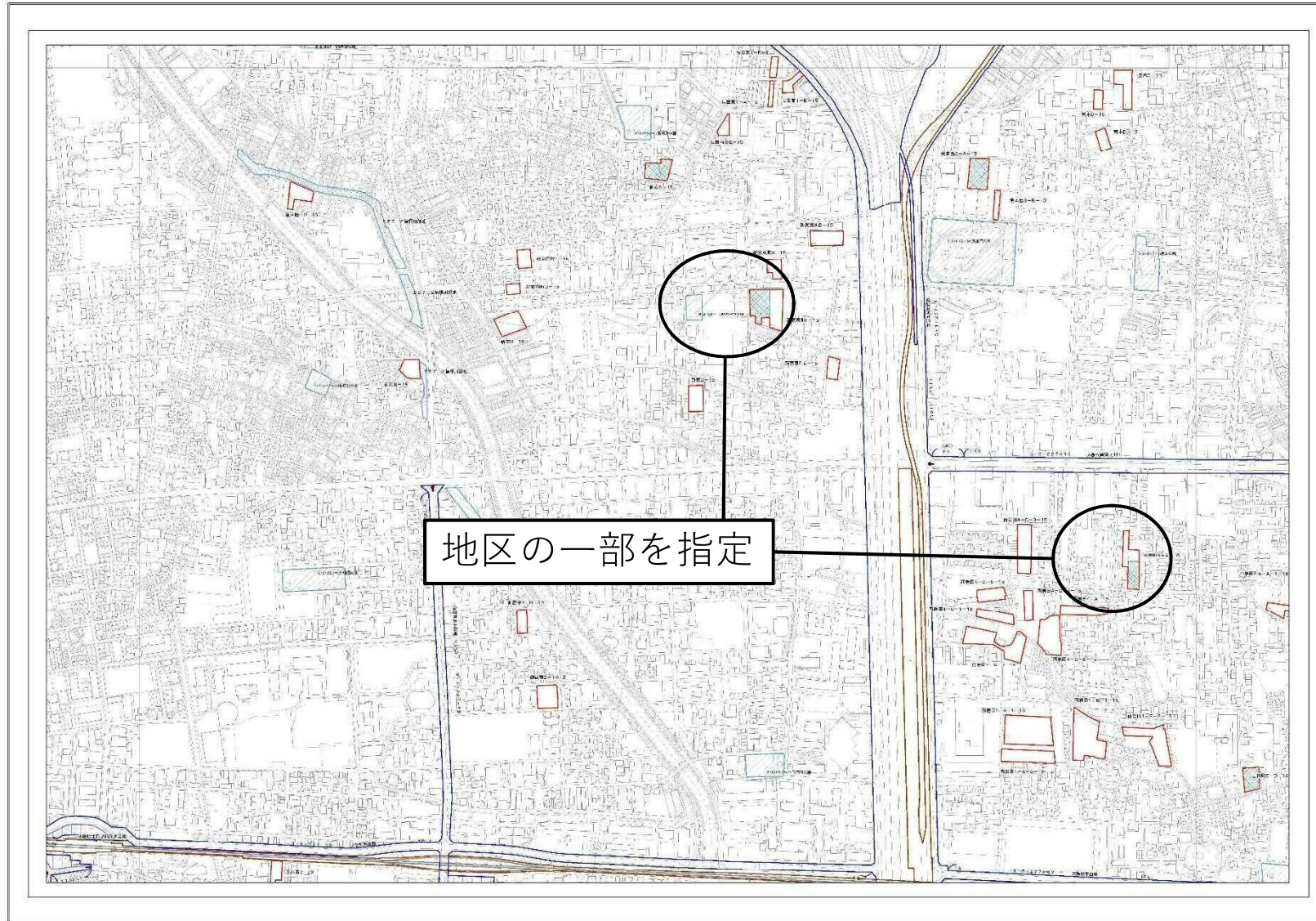


生産緑地地区の一部を特定生産緑地に指定

東部大阪都市計画生産緑地地区図(東大阪市)・特定生産緑地指定区域図

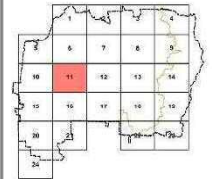
A2 | S=1:5,000, A0 | S=1:2,500

H806 (15)



H806 (15)

制定日	昭和57年12月15日
制定者	国土庁(建設省)
制定場所	大阪府東大阪市
制定区域	東大阪市
制定区域の面積	11.74
制定区域の人口	11,740



地区の一部を指定

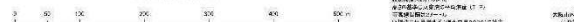
東大阪市

凡例

	都市計画 生産緑地地区
	特定生産緑地 指定区域

H806 (15)

A2 | S=1:5,000, A0 | S=1:2,500



この図は、国土庁(建設省)の都市計画生産緑地地区図(東大阪市)に基づき、特定生産緑地指定区域を指定したものである。指定区域は、都市計画生産緑地地区の一部であり、指定区域の面積は11.74ヘクタールである。指定区域の人口は11,740人である。指定区域は、東大阪市に所在する。指定区域は、東大阪市の中心部に所在する。指定区域は、東大阪市の中心部に所在する。指定区域は、東大阪市の中心部に所在する。

この図は、国土庁(建設省)の都市計画生産緑地地区図(東大阪市)に基づき、特定生産緑地指定区域を指定したものである。指定区域は、都市計画生産緑地地区の一部であり、指定区域の面積は11.74ヘクタールである。指定区域の人口は11,740人である。指定区域は、東大阪市に所在する。指定区域は、東大阪市の中心部に所在する。指定区域は、東大阪市の中心部に所在する。指定区域は、東大阪市の中心部に所在する。

A2 | S=1:5,000, A0 | S=1:2,500

今後のスケジュール等

審議会開催予定時期と対象受付期間

審議会開催予定時期	対象受付期間
令和3年11月	R2.6.1～R3.5.31
令和4年7月	R3.6.1～R3.12.21

平成4年指定の受付期間は令和2年3月2日から令和3年12月21日までと設定しています。今回含め3回に分けて意見聴取予定としています。

農地所有者への制度周知の徹底

- J A 広報誌への定期的な制度の掲載
- J A 主催のイベントへの参加・サポート
- 市政だよりへの掲載 等